

平成 29 年 鳥羽市教育委員会会議録

第 2 回 定例会

場 所 鳥羽市教育委員会事務局 教育長室
期 日 平成 29 年 2 月 23 日 (木)
開 会 午後 1 時 30 分
閉 会 午後 4 時 00 分

出席委員	委 員 山 下 隆 広 委 員 亀 川 聖 子 委 員 江 崎 ユ ミ 委 員 岡 村 忠 夫 教 育 長 齋 藤 陽 二
------	---------------------------------------------------------------------------

出席職員 (説明員及び書記)	総 務 課 長 世 古 雅 人 生涯学習課長 榎 高 広 学校教育課長 浜 田 浩 (書 記) 総務課長補佐 寺 本 晃 洋 総務課係員 大 辻 真 央
----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

件 名	日程第1 会議録（平成29年第1回定例会）の承認について
意見及び指摘事項 及び 事務局説明	<p>【質疑・応答】</p> <p>（委員B）</p> <p>前回の定例会で話していただきました離島留学について、教育委員会として具体的な案を提示していく必要があると思います。今後はどのように進めていくか予定を組んでいますか。</p> <p>（総務課長）</p> <p>答志で実施できるよう進めており、主な対応は教育委員会の学校教育課が対応することになると思います。</p>
議 事 結 果	承 認

件 名	日程第2 諸報告について
報 告 事 項	<p>【報告】</p> <p>（教育長）資料に基づき説明</p> <p>2月19日に第10回市町対抗駅伝大会が行われ、2時間30分20秒という過去最高タイムでゴールすることが出来ました。また、順位は総合で16位、市の部で12位という結果となりました。</p> <p>1. 諸活動</p> <p>1月27日（金）市教頭会 鳥羽高校との懇談会</p> <p>30日（月）退職辞令交付 受援拠点検討</p> <p>31日（火）記者会見 知事と市長の一对一对談</p> <p>2月1日（水）スタディチェック 庁内課長会議</p> <p>3日（金）県適応指導教室総会（ハーブ） 政策経営会議</p> <p>6日（月）黒のり贈呈式 臨時中学校長会</p> <p>7日（火）神島小中学校へAEDの寄贈 鳥羽高校訪問</p>

報 告 事 項

- 2月8日(水) ガイドセンター訪問
鳥羽警察署訪問
税務懇談会
- 9日(木) 研究指定校検討会
異動事務所訪問
- 10日(金) 靄溪奨学会懇談会
- 11日(土) 里親制度説明会
- 12日(日) 第10回市町対抗駅伝・鳥羽市選手団結団式
- 13日(月) 縣市町教育長会
都市教育長会
- 14日(火) 鳥羽小学校見学会(桃取小学校保護者対象)
- 15日(水) 臨時市議会
全員協議会(海の博物館について説明)
- 16日(木) 市教頭会
志摩支部来室
- 19日(日) 第10回市町対抗駅伝大会
- 20日(月) 期末面談
防災・減災教育研修会
- 21日(火) 期末面談
- 22日(水) 期末面談
- 23日(木) 市校長会

2. 国・県の状況について

新学習指導要領の改正案が公表されました。その中でいくつか課題が出来てきました。まず小学校高学年の外国語活動の教科化について、授業時数の確保について考える必要があります。他に、小中学校での道徳を評価対象とするということですが、道徳は特別教科なので評価基準が難しいという状況です。また、今後は生徒が受け身の授業ではなく、アクティブラーニングという教員と生徒が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、生徒が主体的に問題を発見し答えを見いだしていく能動的な学習方法への転換も進めていく必要があります。

1月27日に開催された文化審議会において「鳥羽志摩の海女漁の技術」が、国の重要無形民俗文化財として答申されました。答申により、国の文化財指定に一步近づきました。

県の予算確保が厳しい状況にあります。そのため県職員である小中学校の教員の給与削減(管理職)、ボーナス削減(全職員)などを行い対応していくようです。

3. 子どもたちの様子について

インフルエンザの流行は、ほぼ終息しています。

学力向上については、先日実施しました市の学力調査の分析と結果を照らし合わせ対応したいと思います。

また、学校不適應、不登校などの児童生徒については引き続き丁寧な対応を行っていきます。

進路指導について、高校前期選抜の結果が発表されましたので各々対応していきたいと思います。

いじめの早期発見、早期対応についても各学校に引き続き目を配り、気を付けていくように指導を行いました。

卒業式も間近に迫ってきました。子どもを中心に据えた卒業式を行えるようにしていきたいです。

4. 教職員について

学力向上について、今年度も様々なことを取り組んできましたがまだ取り組めることがあれば年度内に実践するよう各学校へ伝えました。

いじめ対策については人権感覚を研ぎ澄まし丁寧な対応と早期発見を心掛け、判明したらひとりで抱え込まず組織として対応をし、報告・連絡・相談の徹底を図っていくように指導しました。

職員の総勤務時間の縮減については引き続き検討を重ね、対応していきます。

5. 議会への対応について

2月15日市議会全員協議会で海の博物館の財産の取得について説明を行いました。内容については議案第8号にて詳しく説明をさせていただきます。

一般質問で、①災害時の受援対策、②海女条例、③新入生に対しての就学支援の早期対応といった内容について答弁を行う予定です。

6. その他

3月24日（金） 桃取小学校閉校式

3月25日（土） 神島小中学校竣工式

<p>委員質疑確認 及び 事務局応答説明</p>	<p>【質疑・応答】</p> <p>1. 諸活動 (委員D) 2月9日に研究指定校検討会があったようですが、どのような形で研究指定校を決めているのですか。 (学校教育課長) 基本的にはローテーションで決めており、30年以降は未定のため本年度に見直しを行い、29年度より新しいローテーションを実施する予定です。</p> <p>3. 子どもたちの様子について (委員C) 外国語活動の教科化及びアクティブラーニングへの転換を進めるということでしたが、ALTを増やすなど何か具体的な対策は考えているのですか。 (教育長) 今はALTを2名配置していますが、増員する必要があると考えています。また、外国語活動を教科化することで小学5・6年生の読む・書く・聞く・話すなどの点について評価を行うこととなります ALTについては現在プロポーザルで決めております。子どもたちに最良の形で外国語活動に取り組めるよう今後も対策を考えていきます。</p> <p>5. 議会への対応について (委員B) 最近では就学援助などの支援を前向きな気持ちで受ける方が増えてきています。その中で不正に受給するような方はいないと思いますが、審査をしっかりと行い本当に必要としている方にはしっかりと支援が行き届くようお願いします。 (教育長) 今後もしっかりと審査、適切な支援を行えるよう取り組んでいきます。</p>
<p>委員意見要旨</p>	<p>特になし</p>

<p>件 名</p>	<p>日程第3 議案第5号 鳥羽市立小・中学校教職員育成支援のための人事評価制度における苦情処理委員会設置要綱の制定について</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>(学校教育課長) 資料に基づき説明 鳥羽市立小・中学校教職員育成支援のための人事評価制度における苦情処理委員会設置要綱を以下のように定めてよろしいでしょうか。</p> <p>【資料内容】</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 鳥羽市立小・中学校において教職員育成支援のための人事評価制度に関して、教職員から寄せられた苦情のうち、苦情相談で解決されなかった苦情を適正に処理することを目的とした苦情処理委員会を設置する。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 この委員会は、「鳥羽市立小・中学校教職員育成支援のための人事評価制度における苦情処理委員会」(以下「委員会」という。)と称する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 この委員会は、以下に掲げる者で構成する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 教育長 (2) 学校教育課長 (3) 学校教育課係長</p> <p>3 委員会の事務局は、鳥羽市教育委員会事務局学校教育課に置く。</p> <p>(苦情の申し出)</p> <p>第4条 苦情相談では解決できなかった苦情がある小・中学校教職員は、委員会に対し、様式1により苦情処理を申し立てることができる。ただし、苦情の申出を行う者は、本人に限るものとし、職員団体を經由することも可とする。</p> <p>2 苦情処理の申出は、苦情相談結果を知った日から2週間以内に申し出なければならない。</p> <p>3 申出書の提出は、直接事務局に持参するほか、郵便、電子メール又はファックスで事務局に送付する方法等により行う。</p>

(事実調査)

第5条 委員会は、教職員から苦情処理の申出があった時は、事実確認のため苦情処理を申し出た教職員のほか、その評価者その他必要があると認める者からの聴き取り、または必要な書類収集等の事実調査を行う。

2 前項の事実調査は、面談、電話また電子メールなど、もっとも適当と認める方法により行うものとする。なお、事実調査を行う場合は、苦情を申し出た職員等の勤務にできる限り支障を及ぼさないように配慮するものとする。

3 委員会は、事実調査を行った場合は、事実調査にかかる調書を作成しなければならない。

4 委員会の事務局は、必要に応じ、三重県教育委員会事務局内の事務局と連携を図ることとする。

(苦情の審査)

第6条 委員会は、申出があった苦情について、調書等に基づき評価結果等の審査を行う。

2 委員会は、審査の結果について、苦情処理を申し出た教職員及び当該職員の所属長に様式2により通知するとともに、審査の結果、是正の必要が認められる場合は、所属長に対し再評価、その他必要な指示を行うことができる。

3 苦情処理を申し出た教職員は、前項の通知を受けた後は、同一の事案に係る苦情処理の申出を行うことができない。

(秘密の保持)

第7条 苦情相談員(学校教育課長)、苦情処理委員会委員、評価者、その他調査にあたり協力した者等は、苦情の内容その他苦情に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 評価者その他関係者は、教職員が苦情相談又は苦情処理の申出を行ったこと、苦情対応に関する調査に協力したこと等により、職場において不利益な取扱いをしてはならない。

(人事委員会の苦情相談等への申出についての教示)

第9条 委員会は、苦情への対応に際し、苦情の内容が評価結果に基づき決定された任用・給与等に関するもの等である場合には、苦情を申し出た教職員に対して、苦情内容に応じ、三重県人事委員会への職員相談及び措置要求等ができることを教示するものとする。

	<p>この要綱は、平成29年3月1日から施行します。</p> <p>【提案理由】</p> <p>鳥羽市立小・中学校において教職員育成支援のための人事評価制度に関して、教職員から寄せられた苦情のうち、苦情相談で解決されなかった苦情を適正に処理することを目的とした苦情処理委員会を設置する必要があるため提案します。</p> <p>※これまでは試行という形で行っていたが、今年度から本格実施になるため、制定します。</p>
委員質疑確認 及び 事務局応答説明	<p>【質疑・応答】</p> <p>(委員A)</p> <p>試行を行っていたということですが、前年度に相談はありましたか。</p> <p>(学校教育課長)</p> <p>教育委員会まで報告は来ていないので学校長との相談で解決しているものと思われます。</p>
議 事 結 果	承 認

件 名	<p>日程第3 議案第6号</p> <p>鳥羽市立小・中学校徴収金等取扱要領の制定について</p>
担当課説明等	<p>(学校教育課長) 資料に基づき説明</p> <p>鳥羽市立小・中学校徴収金等取扱要領を以下のように定めてよろしいでしょうか。</p> <p>【資料内容】</p> <p>第1条 (目的)</p> <p>この要領は、鳥羽市立小・中学校 (以下「学校」という。) における学校徴収金事務について、事務処理を標準化することにより徴収金会計の適正な取り扱いと効率的な運用を図るために基本的事項を定める。</p> <p>第2条 (定義)</p> <p>学校徴収金とは、学校教育活動上必要となる経費として、受益者負担の原則から学校給食費、校外活動費、副教材費など、学校において保護者から直接その経費を徴収するもののほか、学校教育活動上の必要から、便宜上学校において一括購入し、児童生徒が使用する物品等に関する会計と、団体から管理を委託されたPTA会費、生徒会費等の受託経費を含むものとする。</p>

第3条（取扱の原則）

学校徴収金等の取り扱いについては、学校教育活動に必要な経費としての公共性を有するところから、厳正に取り扱わなければならない。また、徴収費目を目的別に特定し、徴収金額を必要最低限として保護者負担の軽減に留意しなければならない。

第4条（執行及び説明責任）

学校徴収金の額の決定、学校指定物品の選定、修学旅行の企画等を行う場合は、保護者の意向を配慮するように努めなければならない。

2 学校徴収金の執行に当たっては、入札の導入や定期的な見直しを行うなど、適正かつ効率的な執行に努めなければならない。

3 学校徴収金にかかる金銭を徴収する場合は、その目的、金額、徴収方法等について、保護者に対し事前に説明し、かつ、事後に報告しなければならない。

第5条（会計事務の原則）

学校徴収金を構成する諸会計はそれぞれ個別に会計処理を行い、諸会計間での流用を行ってはならない。

2 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。複数年度にわたり継続する会計においても決算は年度ごとに行い、繰り越しの手続きをもって継続する。

第6条（校内組織）

校長は、学校徴収金等に係るすべての会計について、その事務を管理し所属職員を監督する。

2 校長は、学校徴収金等についてその目的、金額等を協議するとともに、総合的な観点にたって適切な運営と管理、計画的かつ効率的な執行をするため、予算（企画）委員会等を設置するものとする。

3 学校徴収金にかかわる予算（企画）委員会等の任務は次の各号のとおりとする。

- (1) 予算計画事項の取りまとめに関すること。
- (2) 会計科目別預金口座（通帳）の管理に関すること。
- (3) 金融機関の口座振替等に係る連絡調整に関すること。
- (4) 副教材及び行事等経費の契約事項に関すること。
- (5) 徴収、支出に伴う現金の出納及び保管に関すること。
- (6) 会計諸帳簿の整理、保管に関すること。
- (7) 会計事務の促進、改善指導に関すること。

4 校長は、個別徴収金ごとに校長以外の所属職員の中から会計担当者を選任する。

5 会計担当者は、会計事務及び物品の出納を行うとともに、必要な諸帳簿を作成、保存する。

第7条（業者等の決定）

校長は、学校指定物品、修学旅行等の取扱業者を決定する場合、その他必要と認める場合は、予算（企画）委員会等で協議の上、決定するものとする。

2 前項の決定に当たっては、原則として公費に準じた事務手続きを行うものとする。

第8条（収入事務）

校長は、学校徴収金の項目ごとに収入事務を行い、速やかに関係帳簿を整理しなければならない。

2 徴収は、金融機関による口座振替もしくは現金徴収とする。現金徴収の場合は、受領した現金を会計担当者が確認の上、内訳を明記して入金手続きを行う。

3 公教育活動に要する経費の徴収等に係る手数料は、必要最低限の費用を保護者負担とする。

4 徴収回数は、学校の実情により校長が決定する。

第9条（督促）

校長は、保護者が学校徴収金を期限までに納入しないときは、督促を行うものとし、校長の再三の督促に保護者が応じないときは、鳥羽市教育委員会が督促するものとする。

第10条（還付）

校長は、学校徴収金について還付すべき事由が生じたときは、速やかに保護者に徴収金を還付しなければならない。

第11条（支出手続）

支出に当たっては、会計担当者は請求書の内容を確認のうえ、次の事項について確認し、速やかに支払いを行うものとする。

- (1) 会計の徴収目的と合致していること。
- (2) 予算科目が合致していること。
- (3) 物品等の納品確認をしていること。

第12条（諸帳簿の備付け）

備え付ける諸帳簿は、原則として次のとおりとする。

- (1) 金銭出納簿
- (2) 決算書
- (3) その他証拠書類（通帳、請求書・領収書綴り）

第13条（収支の報告等）

会計担当者は、当該会計年度の収支が終了したとき又は事業が完了したときは、速やかに決算書を作成し、関係帳票を添えて、校長に報告するものとする。

第14条（証拠書類の保存）

証拠書類及び前条の帳簿類は、会計年度終了後、5年間保存するものとする。

第15条（監査）

監査は、学校徴収金の項目ごとに各会計担当者以外の教職員又は関係団体の規約で定める者で、原則として会計年度ごとに1回以上実施するものとする。

第16条（決算及び監査結果の報告）

校長又は関係団体の長は、前条の監査を受けたときは、速やかに決算及び監査の結果を保護者・教職員及び鳥羽市教育委員会に対し報告するものとする。

第17条（学校徴収金に係る助言、指導）

鳥羽市教育委員会は、学校徴収金に関する事務処理の適正化を図るために、校長に対して必要な助言又は指導を行うことができる。

2 校長は、鳥羽市教育委員会に対し、学校徴収金に関する事務の処理について必要な助言又は指を求めることができる。

第18条（事務の引き継ぎ）

校長又は会計担当者に異動があったときには、速やかに後任者に事務の引き継ぎを行うものとする。

第19条（運用細則）

校長は、必要に応じてこの要領の実施細目に関し運用規程を定め、学校徴収金等の適正な執行及び管理に努めなければならない。

	<p>この要領は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>鳥羽市立小・中学校における学校徴収金事務について、事務処理を標準化することにより徴収金会計の適正な取り扱いと効率的な運用を図るための基本的事項を定める必要があるため提案します。</p>
委員質疑確認 及び 事務局応答説明	<p>【質疑・応答】</p> <p>(委員D)</p> <p>徴収金事務担当者について、同じ人が長期間担当とならないような内容は必要ないでしょうか。</p> <p>(学校教育課長)</p> <p>検討させていただきます。</p>
議 事 結 果	承 認

件 名	<p>日程第3 議案第7号</p> <p>平成29年度教職員人事異動(案)について</p>
担当課説明等	<p>(学校教育課長) 資料に基づき説明</p> <p>人事案件のため非公開</p>
委員質疑確認 及び 事務局応答説明	<p>【質疑・応答】</p> <p>特になし</p>
議 事 結 果	承 認

件 名	<p>日程第3 議案第8号</p> <p>財産の取得(海の博物館)についての意見の申出について</p>
担当課説明等	<p>(生涯学習課長) 資料に基づき説明</p> <p>公共用施設として資料の土地及び建物を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めてよろしいでしょうか。</p> <p>【取得する建物及び建物】</p> <p>《所在》</p> <p>鳥羽市浦村町大吉1731番地68</p> <p>《取得する相手側の法人名》</p> <p>公益財団法人 東海水産科学協会</p> <p>理事長 石原 義剛</p>

	<p>《建物の名称》</p> <p>展示棟A、展示棟B、研究管理棟、レストラン棟、倉庫（第4収蔵庫）</p> <p>【提案理由】</p> <p>国の重要有形民俗文化財の他、貴重な資料を収蔵展示する海の博物館の土地及び建物を市が取得し市立博物館として、文化・教育振興や観光・漁業振興等の利用を図るため提案します。</p>
委員質疑確認 及び 事務局応答説明	<p>【質疑・応答】</p> <p>特になし</p>
議 事 結 果	承 認

件 名	<p>日程第4 その他</p> <p>1. 後援依頼【事後承認】について</p>
担当課説明等	<p>(総務課長) 後援依頼各申請(写し)に基づき説明</p> <p>(1) 鈴鹿大学「学びのイノベーション」 研究助成金共同研究シンポジウム 【新規】</p> <p>(2) JFAキッズサッカーフェスティバル2017in鳥羽 【前回：平成28年第5回】</p>
委員質疑確認 及び 事務局応答説明	<p>【質疑・応答】</p> <p>特になし</p>
委員意見要旨	特になし
議 事 結 果	了 承

件 名	<p>日程第4 その他</p> <p>2. 後援依頼について</p>
担当課説明等	<p>(総務課長) 後援依頼各申請(写し)に基づき説明</p> <p>(1) 平成29年度鳥羽・志摩中学校春季トーナメント大会 【前回：平成28年第2回】</p> <p>(2) 第6回桜と夢咲くしろやま嘉隆まつり 【前回：平成28年第2回】</p> <p>(3) 御田祭を祝う児童画展 【前回：平成28年第3回】</p> <p>(4) 2017年春のイルカふれあいまつりイルカ島春の写生大会 【前回：平成28年第2回】</p>

委員質疑確認 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

件名	日程第4 その他 3. その他
担当課説明等	<p>1. 子どもフェスティバルについて (生涯学習課長) 3月5日に子どもフェスティバルを開催します。場所は市民体育館、および隣接する多目的グラウンドで行います。</p> <p>2. 地球塾について (生涯学習課長) 2月25日に地球塾が開催されます。第5回目の講座になります。鳥羽高校のとばっこクラブのみなさんに発表をしていただきます。また、教育委員会の文化財専門員から『ガイドで使える鳥羽の歴史について』という講演も行います。会場は鳥羽高校3階多目的ホールです。</p>
委員質疑確認 及び 事務局応答説明	【質疑・応答】 特になし
議事結果	了承

午後4時00分 閉会